

『平成30年7月豪雨島根県災害義援金』第1次配分の決定について

『平成30年7月豪雨島根県災害義援金』配分委員会

平成30年7月豪雨災害により被災された島根県内の方々を支援するため募集した「平成30年7月豪雨島根県災害義援金」について、島根県地域防災計画に基づき「平成30年7月豪雨島根県災害義援金」配分委員会を開催し、下記のとおり被災市町への第1次配分を決定しました。

1. 義援金額（平成30年8月27日現在）

(1) 島根県共同募金会受付分	5,631,997円
(2) 日本赤十字社島根県支部受付分	96,884,028円
合 計	102,516,025円

2. 配分対象市町

(1) 災害救助法適用	江津市・川本町
(2) その他	美郷町 [計3市町]

3. 各市町の被害状況

(単位：世帯)

被害状況		江津市	川本町	美郷町	合 計
住家被害	全壊世帯	41	25		66
	半壊世帯	101	36	9	146

4. 各市町への配分額

市 町 名	配分額
江 津 市	54,900,000円
川 本 町	25,800,000円
美 郷 町	2,700,000円
合 計	83,400,000円

〔義援金の配分対象・配分基準及び各市町への配分額について〕

「日本赤十字社災害義援金取扱規程」及び過去の本県の義援金の配分事例等に準じ、配分対象及び配分基準を下表のとおりとし、被害状況に応じて義援金を按分して、各市町への配分額を決定しました。なお、各市町が被災者に交付する額については、各市町で決定されます。

配 分 対 象		配分基準 (指数)
住家被害	全壊世帯	10
	半壊世帯	5

5. 配分方法

当配分委員会の決定により、該当市町に義援金を配分します。義援金の配分を受けた市町は、各地域の実情等を踏まえ被災者に配分します。なお、第1次配分後は、義援金受付状況を勘案し、改めて配分委員会で協議し被災市町へ追加配分を行います。